



# 山形県公報

平成18年12月26日(火)  
第1804号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                |                   |      |
|--------------------------------|-------------------|------|
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....            | (最上総合支庁福祉課) ...   | 1576 |
| 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定.....   | (同) ...           | 同    |
| 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出..... | (経営安定対策課) ...     | 同    |
| 電線共同溝を整備すべき道路の指定.....          | (道路課) ...         | 1577 |
| 道路の区域の変更.....                  | (置賜総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 土砂災害警戒区域の指定.....               | (河川砂防課) ...       | 同    |
| 土砂災害特別警戒区域の指定.....             | (同) ...           | 1583 |
| 開発行為に関する工事の完了.....             | (村山総合支庁建築課) ...   | 1587 |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                        |   |
|------------------------|---|
| 山形県教育委員会12月定例会の招集..... | 同 |
|------------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                   |      |
|---------------------------------------------------|------|
| 海区漁業調整委員の解雇請求に必要な有権者数.....                        | 1588 |
| 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... | 同    |

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                                  |   |
|--------------------------------------------------|---|
| 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則... | 同 |
|--------------------------------------------------|---|

### 公 告

|                         |                   |      |
|-------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (最上総合支庁企画振興課) ... | 1589 |
| 同.....                  | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 同.....                  | (同) ...           | 同    |
| 一般競争入札の公告.....          | (情報企画課) ...       | 1590 |
| 同.....                  | (出納局) ...         | 1591 |
| 同.....                  | (同) ...           | 1592 |

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第1167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                              | 指定年月日      |
|------------------------------|------------------------------------------|------------|
| 株式会社羽根沢<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | ケアサポート24指定居宅介護支援事業所<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | 平成18.12.14 |

### 山形県告示第1168号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地                | 指定年月日      |
|---------------------------------------|----------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形<br>新庄市大字飛田241番地 | 福祉サポートセンター山形<br>新庄市本町6番11号 | 平成18.12.15 |

### 山形県告示第1169号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成18年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市金沢の区域の者が営むもの
- 2 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市加茂の区域の者が営むもの
- 3 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市今泉の区域の者が営むもの
- 4 (1) 加入区の名称

鶴岡市加茂加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市油戸の区域の者が営むもの

5 (1) 加入区の名称

鶴岡市由良加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市由良の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業

山形県告示第1170号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の次のとおり指定した。

なお、関係図面は、土木部道路課において平成18年12月26日から平成19年1月8日まで縦覧に供する。

平成18年12月26日

山形県知事 齋藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 山形山辺線

3 指定した道路の部分の区間 山形市旅籠町三丁目532番2号から  
同 532番4号まで（上り線に限る。）  
山形市旅籠町二丁目1番2号から  
同 535番1号まで（下り線に限る。）

4 指定年月日 平成18年12月26日

山形県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年12月26日から平成19年1月8日まで縦覧に供する。

平成18年12月26日

山形県知事 齋藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 原中川停車場線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-------------------|---|------|----------|---------|
| 南陽市元中山字花窪1467番1から |   | 旧    | 12.0メートル | 178メートル |
| 同 3001番1まで        |   |      | 4.0      |         |
| 同                 | 上 | 新    | 12.0メートル | 同上      |
|                   |   |      | 4.0      |         |
| 同                 | 上 |      | 24.0メートル | 209メートル |
|                   |   |      | 6.0      |         |

山形県告示第1172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年12月26日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 大ナラ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 前ノ山         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 浦山          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 平沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 瀬戸          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 長坂1         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 長坂2         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 袖ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 不動沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 真木ノ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 桂沢湯ノ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 内倉          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 桂沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 前沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ミズカミ        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ツヅミ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 苗代沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| カネホリ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| フナイ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蒔沢川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蛇沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 裏沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |     |
|--------|----------|-----|
| 姥沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 称名寺沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 宝前沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 塩田沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 所峽     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 西ノ入    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 松岡所峽   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 芋沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大入     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 仲小路    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北入沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小町ヶ入   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 滝ノ入沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大杉沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 板倉沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大沢 1   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大沢 2   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大沢 3   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大沢 4   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小野ヶ入 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小野ヶ入 2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小野ヶ入 3 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小山沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 石畑入沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|      |          |     |
|------|----------|-----|
| 耳堂川  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 一ノ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 柳沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 原沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 原沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 浅立沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 興田入  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大鮎貝沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小鮎貝沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 実沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 中の沢川 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 黒木沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大石沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 横田尻沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 白ヶ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 清田沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 本苗代  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 滝ノ沢1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 滝ノ沢2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 和居集  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 愛岩沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北和居集 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 八幡川1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 八幡川 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 姫城北   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 姫子沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 東姫子沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ヤナギ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 越戸    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺後    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 手沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 沢田 1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 沢田 2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 水上    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 西五目沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 野辺沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 水上沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 瀬戸山東沢 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 源二郎沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 向山沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 黒鴨    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒鴨 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 5 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 6 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 御深山 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 御深山 - 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒砥 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒砥 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒砥 - 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 八幡        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小坂        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩田 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩田 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野原 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野原 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上杉沢 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川前        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒鴨 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大瀬        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大瀬 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大瀬 3      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古屋敷       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野原 3 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野原 3 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上杉沢 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上杉沢 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 庭渡 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 6   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高岡塩田   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高岡     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高岡塩田 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 関寺     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 関寺 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第1173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 大ナラ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 前ノ山           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 平沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 長坂 1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 長坂 2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 袖ノ沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 不動沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 真木ノ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|       |          |     |
|-------|----------|-----|
| 内倉    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 前沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| ミズカミ  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| ツツミ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 苗代沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| カネホリ沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| フナイ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蒔沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛇沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 裏沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 宝前沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 塩田沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 松岡所峡  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大入    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 仲小路   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北入沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小町ヶ入  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 滝ノ入沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大杉沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 板倉沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大沢1   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大沢2   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大沢3   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小野ヶ入3 | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 原沢 1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大鮎貝沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 実沢川     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大石沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 清田沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 滝ノ沢 1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 愛岩沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 八幡川 1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 八幡川 2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 姫子沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 東姫子沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 越戸      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 手沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 野辺沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 水上沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 向山沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 黒鴨      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒鴨 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大林寺 6   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 御深山 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 荒砥 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒砥 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒砥 - 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 八幡        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小坂        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩田 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩田 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野原 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野原 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上杉沢 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川前        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒鴨 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大瀬        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大瀬 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大瀬 3      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古屋敷       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野原 3 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野原 3 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上杉沢 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上杉沢 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 3      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 庭渡 4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庭渡 6   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高岡塩田   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高岡     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高岡塩田 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 関寺     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 関寺 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第1174号

次の開発行為は、完了した。

平成18年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年11月17日 指令村総建第5017号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町三河 3 番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡山辺町大字山辺3252番  
遠田 豊重

### 教育委員会関係

#### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第20号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成18年12月26日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成18年12月28日（木）午前10時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県庁舎202会議室
- 3 議 題
  - (1) 山形県教育委員会教育長の任命について
  - (2) 山形県教育委員会教育長の給料月額の設定について
  - (3) 教職員の人事に係る臨時専決処理の承認について

- (4) 教育委員会職員の人事について
- (5) 教職員の人事について
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
- (7) 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令の制定に係る臨時専決処理の承認について
- (8) 山形県立高等学校における平成19年度使用教科用図書の採択の一部変更に係る臨時専決処理の承認について

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第139号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、475人である。

平成18年12月26日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

山形県選挙管理委員会告示第140号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年12月26日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

2 老人ホームの項の表中

|           |   |         |   |
|-----------|---|---------|---|
| は と み ね 荘 | ” | 大字高島303 | を |
|-----------|---|---------|---|

|           |   |             |
|-----------|---|-------------|
| は と み ね 荘 | ” | 大字高島303     |
| た か は た 荘 | ” | 大字高島303 - 1 |

に改める。

**人事委員会関係**

規 則

山形県人事委員会規則 6 - 3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

別表その他の項事由の欄第5号の3中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 あっとほーむ太陽
  - (2) 代表者の氏名  
山科 陽子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡戸沢村大字岩清水99番地6号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域に対して、福祉に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 三井蔵部
  - (2) 代表者の氏名  
三井 圭子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市美咲町28番1号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は鶴岡銀座にシニアの方が、気のあった仲間と元気で生き生き暮らせる住空間をつくり、高齢期の豊かな暮らしをサポートするとともに鶴岡銀座に「人なみ」と「営み」があふれる街をつくることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 のぞみ文化振興
  - (2) 代表者の氏名

高橋 弘哉

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市幸町一丁目10番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、音響、照明、美術などの舞台操作技術の向上を図り、各種受託業務の責任ある遂行と各種イベントの企画運営により、学術、文化、芸術の振興、子どもの健全育成、更に、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークにおける不正接続検出遮断装置導入・運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ラーニングルーム

(2) 日時 平成19年1月12日（金） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークにおける不正接続検出遮断装置導入・運用業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 国又は地方公共団体においてパソコンの台数が5,000台以上の規模でのネットワークセキュリティサービスの導入及び運用管理の実績があることを証明できること。

(3) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。

(4) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 共同企業体のすべての構成員が(1)の要件を満たしていること。

ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。

ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当

電話番号023(630)3198

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を平成19年1月9日（火）午後3時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書

ロ 3の(2)から(4)までに係る証明書、仕様書その他必要な書類

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、省スペース型パソコン及びノート型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年12月26日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 平成19年1月19日（金）午前10時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ 省スペース型パソコン 20台

ロ ノート型パソコン 16台

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成19年2月15日（木）

(4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県農林水産部農村計画課

(5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成19年1月10日（水）午前11時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びプリンタの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年12月26日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成19年1月19日（金）午前10時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
イ ノート型パソコン 397台  
ロ インクジェットプリンタ 16台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 入札説明書による。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成18年1月20日付け県公報第1709号）により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成19年1月10日（水）午前11時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook-sized Personal Computer Quantity : 397 and Ink-jet Printer Quantity : 16

(2) Time-limit for tender : 10:30A.M. January19, 2007

(3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2721

正 誤

| 発行年月日      | 県公報番<br>号 | ページ | 行     | 誤                              | 正                                                                                   |
|------------|-----------|-----|-------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成18. 4. 1 | 号外(13)    | 1   | 下から10 | 規定                             | 規定（技労規則第2条第1項の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。）                                          |
| 同          | 同         | 2   | 13    | 第6条まで                          | 第6条までの規定                                                                            |
| 同          | 同         | 同   | 同     | 第7条の5                          | 第7条の5の規定（技労規則第2条第2項の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。）                                    |
| 同          | 同         | 同   | 24    | 別表第4第1項中「、鶴岡農村整備課、酒田農村整備課」を削る。 | 別表第4第1項中「、鶴岡農村整備課、酒田農村整備課」を削る。<br>別記様式第5号の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。 |

平成18年12月26日印刷  
平成18年12月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056